

## 医療保険制度改革について

### 1 平成28年度制度改正の概要

#### (1) 保険税軽減措置の拡大

保険税軽減措置について、平成28年度においては経済動向等を踏まえ、低所得者の保険税軽減判定所得の基準の見直しを行う。

2割軽減判定所得において被保険者数に乗すべき金額を1人当たりにつき47万円から48万円に、5割軽減判定所得において被保険者数に乗すべき金額を1人当たりにつき26万円から26.5万円に拡大する。

**【資料 1、1-1 参照】**

#### (2) 入院時食事療養費等（入院時の食事代）の見直し

入院時の食事代について、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材相当額に加え、調理費相当額を求めるよう見直しを行う。

一般所得者の場合、1食当たりの負担額を100円引上げ、260円から360円に変更する。低所得者は引上げを行わない。

なお、難病患者、小児慢性特定疾病患者であって一般所得区分に該当する者の負担額を据え置く。

**【資料 2 参照】**

# 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

## 1. 大綱の概要

国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、

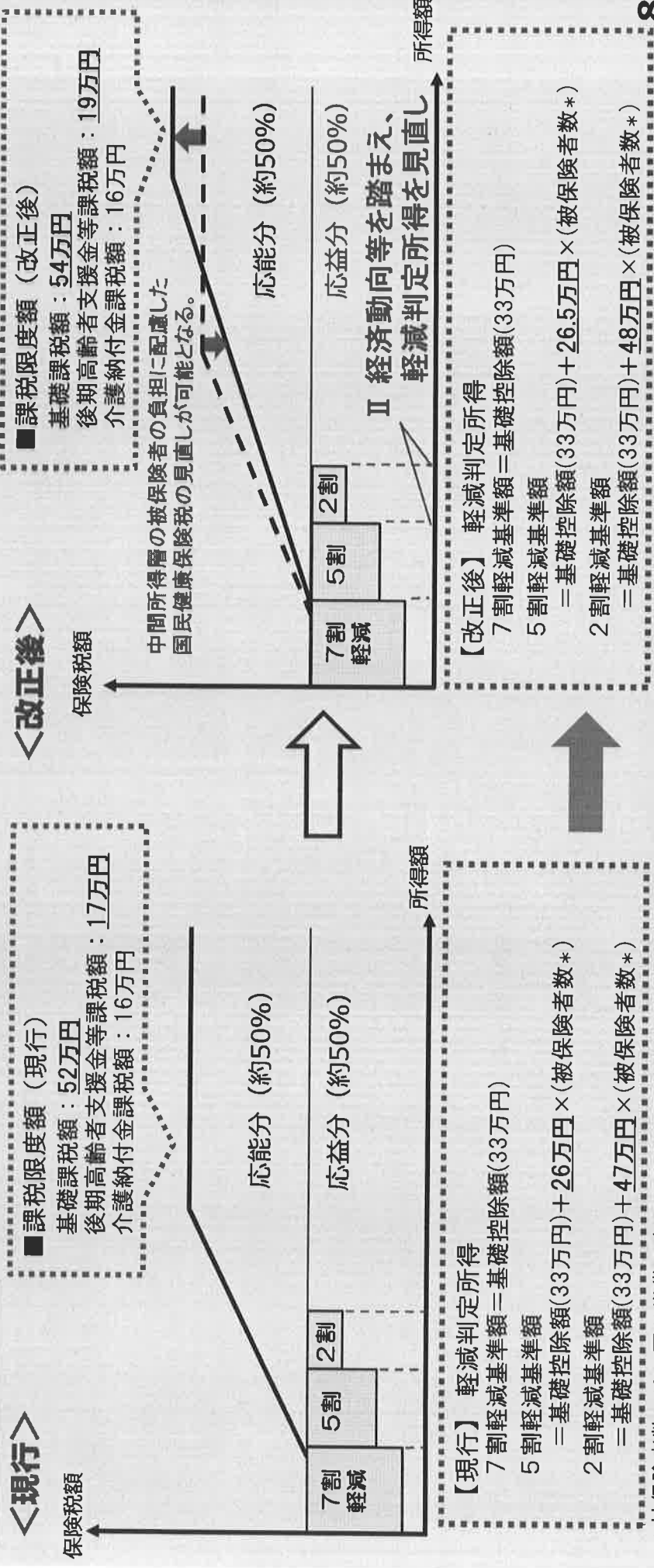
- ① 基礎課税額に係る課税限度額を54万円（現行52万円）に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円（現行17万円）に引き上げる。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を26.5万円（現行26万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を48万円（現行47万円）に引き上げる。



## 2. 制度の内容



\*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

# 保険税軽減措置の拡大について《具体的な内容》

資料 1-1

※給与収入、三世帯の場合

## ① 5割軽減の拡大…軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(25年度) 基準額 33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 世帯主) (給与収入 147万円)

(26年度) 【軽減対象の拡大】

基準額 33万円 + 24.5万円 × 被保険者数 (給与収入 178万円)

(27年度) 【経済動向等を踏まえた見直し】

基準額 33万円 + 26万円 × 被保険者数 (給与収入 184万円)

(28年度) 【経済動向等を踏まえた見直し】

基準額 33万円 + 26.5万円 × 被保険者数 (給与収入 186万円)

## ② 2割軽減の拡大…軽減対象となる所得基準額を引き上げる。

(25年度) 基準額 33万円 + 35万円 × 被保険者数 (給与収入 223万円)

(26年度) 【軽減対象の拡大】

基準額 33万円 + 45万円 × 被保険者数 (給与収入 266万円)

(27年度) 【経済動向等を踏まえた見直し】

基準額 33万円 + 47万円 × 被保険者数 (給与収入 274万円)

(28年度) 【経済動向等を踏まえた見直し】

基準額 33万円 + 48万円 × 被保険者数 (給与収入 278万円)

○入院時の食事代について、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食料費相当額に加え、調理費相当額の負担を求める。

○低所得者は引上げを行わない(据え置き)。難病患者、小児慢性特定疾病患者は負担額を据え置き。

<現行>

負担額(1食)	
一般所得	260円
低所得Ⅱ (住民税非課税)	210円
低所得Ⅰ (住民税非課税で一定所得以下)	100円



<平成28年度>

負担額(1食)	
一般所得	360円



<平成30年度>

負担額(1食)	
一般所得	460円

対象者数  
約70万人

低所得者は、引き上げない。(据え置き)

(食料費)

(食料費+調理費)

※難病、小児慢性特定疾病の患者は、27年1月から原則自己負担となったことから、その影響に鑑み、据え置き。